

2 庶務諸給与事務

(1) 通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
総務部 庁舎室 庁舎管理課	<p>平成28年4月に6箇月分を支給した通勤手当について、病気休暇に伴い同年7月1日から同月31日まで通勤しなかったため、同年7月分の精算事務（戻入）が必要であったが、これが行われず、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 625 1614 764"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月から同年9月まで</td> <td>45,378円</td> <td>37,815円</td> <td>7,563円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額	平成28年4月から同年9月まで	45,378円	37,815円	7,563円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の給与に関する条例】 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略） 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p> </div>	<p>平成29年7月19日に、通勤手当の過払い分の戻入措置を行った。</p> <p>また、監査の指摘事項の内容を所属内で周知するとともに、担当グループにおいて通勤手当の支給及び戻入手続の再確認を行った。</p>
支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額								
平成28年4月から同年9月まで	45,378円	37,815円	7,563円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月13日から同年7月12日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
教育庁 学校総務サービス課	<p>富田林市立小学校の職員Aに対して、平成28年4月に6箇月分を支給した通勤手当について、特別休暇に伴い同年7月1日から9月30日まで通勤しなかったため、同年7月から9月分の精算事務（戻入）が必要であったが、これが行われず、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="537 562 1451 716"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月から 同年9月まで</td> <td>25,200円</td> <td>12,600円</td> <td>12,600円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額	平成28年4月から 同年9月まで	25,200円	12,600円	12,600円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、認定者（校長）に対して、法令等に基づき、適正な事務処理を行われるよう指導されたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略） 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p>	<p>指摘された職員の通勤手当については、職員の通勤手当に関する規則に基づき返納の措置を講じた。</p> <p>また、認定事務適正化に向け、次の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 該当校に対し、事後の確認等の周知徹底を図った。 2 認定権者である学校長に対し、今回の監査結果を通知するとともに、校長研修でも内容を伝え、事後の確認を適宜するように指導し、最終的な認定権者としての責任と自覚を持って、より一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図った。 3 事務担当職員研修の際に、平成29年度監査に関する指摘事項の事例を取り入れ、事後の確認の重要性を示し、学校長と協力し円滑な事後の確認に取り組むよう指導した。
支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額								
平成28年4月から 同年9月まで	25,200円	12,600円	12,600円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局監査：平成29年6月5日から同年7月11日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																					
北千里高等学校	<p>1 職員Aについて、平成28年11月24日から平成29年2月28日まで病気休暇及び休職により通勤実績のない月が発生したことに伴い、通勤手当の精算事務を行ったが、精算額に3月復職後の支給額を含めた算出をしたため、手当支給額に誤りがあった。</p> <table border="1" data-bbox="519 548 1590 720"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給対象期間</th> <th>既精算額</th> <th>正規精算額</th> <th>復職後支給額</th> <th>追給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員A</td> <td>平成28年10月から平成29年3月まで</td> <td>△11,380円</td> <td>△15,250円</td> <td>4,550円</td> <td>680円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 職員Bについて、平成28年8月1日から通勤経路を変更したことに伴い、通勤手当の精算事務を行ったが、払戻手数料を加味しなかったため、手当支給額に誤りがあった。 また、職員Cについて、平成28年11月19日から通勤経路を変更したことに伴い、通勤手当の精算事務を行ったが、払戻手数料を加味しなかったため、手当支給額に誤りがあった。</p> <table border="1" data-bbox="519 982 1472 1186"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給対象期間</th> <th>既精算額</th> <th>正規精算額</th> <th>追給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員B</td> <td>平成28年4月から平成28年9月まで</td> <td>8,690円</td> <td>9,220円</td> <td>530円</td> </tr> <tr> <td>職員C</td> <td>平成28年10月から平成29年3月まで</td> <td>△12,340円</td> <td>△11,900円</td> <td>440円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 職員Dについて、平成28年4月16日から通勤経路を変更したことに伴い、通勤手当の精算事務を行ったが、払戻額の算出方法の適用に錯誤があったため、手当支給額に誤りがあった。</p> <table border="1" data-bbox="519 1335 1472 1463"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給対象期間</th> <th>既精算額</th> <th>正規精算額</th> <th>追給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員D</td> <td>平成28年10月から平成29年9月まで</td> <td>△68,690円</td> <td>△64,420円</td> <td>4,270円</td> </tr> </tbody> </table>		支給対象期間	既精算額	正規精算額	復職後支給額	追給額	職員A	平成28年10月から平成29年3月まで	△11,380円	△15,250円	4,550円	680円		支給対象期間	既精算額	正規精算額	追給額	職員B	平成28年4月から平成28年9月まで	8,690円	9,220円	530円	職員C	平成28年10月から平成29年3月まで	△12,340円	△11,900円	440円		支給対象期間	既精算額	正規精算額	追給額	職員D	平成28年10月から平成29年9月まで	△68,690円	△64,420円	4,270円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 5 第1項の規定により通勤手当の支給を受けた職員につき、支給対象期間内に、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことその他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、通勤の実情の変更等を考慮して人事委員会規則で定める額を追給し、又は返納させるものとする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第2条 職員は、新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合にはその通勤の実情を人事委員会が定めるところにより速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。 2 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 第16条 条例第14条第5項の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる場合（以下「異動等事由」という。）とする。 3 第2条第2項に該当することとなった場合 第17条 異動等事由が生じた場合には、第1号に掲げる額を返納させ、第2号に掲げる額を追給するものとする。 1 通勤手当の額を変更することとなった日の前日の属する既に支給している支給対象期間に係る通勤手当の額のうち、異動等事由が生じたことにより通勤に要しないものとして人事委員会が定めるところにより算出した額 2 前号の支給対象期間につき、異動等事由が生じたことにより新たに通勤に要するものとして人事委員会が定めるところにより算出した額 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支</p>	<p>通勤手当の精算額の誤りを訂正の上、学校総務サービス課に依頼し、平成29年6月に追給を行った。 また、事務室内で、本件に関する研修を行い、情報を共有した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
	支給対象期間	既精算額	正規精算額	復職後支給額	追給額																																			
職員A	平成28年10月から平成29年3月まで	△11,380円	△15,250円	4,550円	680円																																			
	支給対象期間	既精算額	正規精算額	追給額																																				
職員B	平成28年4月から平成28年9月まで	8,690円	9,220円	530円																																				
職員C	平成28年10月から平成29年3月まで	△12,340円	△11,900円	440円																																				
	支給対象期間	既精算額	正規精算額	追給額																																				
職員D	平成28年10月から平成29年9月まで	△68,690円	△64,420円	4,270円																																				

		<p>給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。ただし、当該支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。</p> <p>第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。 (以下略)</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】</p> <p>第4条関係</p> <p>1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p> <p>第17条関係</p> <p>1 規則第18条第1項に規定する通勤手当の額の支給日の属する月の1日から支給日までの間は、当該通勤手当を「既に支給している」ものとして取り扱う。</p> <p>2 第1号の額は、変更を生じることとなった通勤経路等に係る通勤手当の額の算出方法に応じた次の各号に定めるところによる額の総額とする。</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第6条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第14条第2項第2号に定める額の合計額。以下同じ。）が55,000円以下であった場合には、アからウの総額</p> <p>ア 定期券により運賃等相当額を算出している場合には、当該額を変更することとなった異動等事由が生じた日の属する月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）の末日に運賃等相当額を算出する際に基準とした通用期間の定期券を解約して返戻される額及び通用期間が到来していない定期券の価額の総額</p> <p>3 第2号の額の算出は、変更を生じることとなった通勤経路等に係る通勤手当の額の算出方法に応じた(1)から(3)の合計額（合計額が55,000円を超える場合は55,000円）及び(4)の額の総額とする。</p> <p>(1) 定期券により運賃等相当額を算出する場合には、当該額を変更することとなった異動等事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から次の支給対象期間の前日までの期間に係る定期券の価額（別表に掲げる支給対象期間の月数を当該期間の月数と読み替えて算出するものとする。）の総額</p>	
--	--	---	--

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
府警本部 地域部 通信指令室	<p>経済的な経路があるにもかかわらず、別の経路で認定していた。</p> <table border="1" data-bbox="451 512 1175 852"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年11月 から 平成29年9月 まで</td> <td>361,700円</td> <td>354,385円</td> <td>7,315円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成26年11月 から 平成29年9月 まで	361,700円	354,385円	7,315円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の給与に関する条例】 (通勤手当)</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として人事委員会規則で定める職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第1号に掲げる職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5千円を超えるときは、5万5千円に支給対象期間の月数を乗じて得た額</p> </div> <p>【職員の通勤手当に関する規則】</p> <p>第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>当該職員について、適正な経路により通勤手当の認定を改めて行った。</p> <p>また、過払いとなっていた通勤手当は戻入を行った。</p> <p>今後、経路による運賃等を精査し、適正な認定を行う。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成26年11月 から 平成29年9月 まで	361,700円	354,385円	7,315円								

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年5月23日から同年7月11日まで)